

議案第25号大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号、大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料3ページをお願いします。

デジタル庁の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について順次見直しが行われており、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に規定する施設の重要事項の公表及び記録の保存方法に関する条項が改正され、同様の内容を規定している大津市の条例について改正するものであります。

改正内容の1点目は、現行、施設の見やすい場所に、書面により運営規定の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者が施設を選択する際の参考になる重要事項を掲示することとされていますが、これに加えて、インターネットでも閲覧できるようにしなければならなくなります。

2点目は、各施設で保存しなければならない記録については、書面により保存する方法以外に磁気ディスクやCD-ROMに保存することも認められています。この記録媒体について、特定の記録媒体としていましたが、技術中立性を明らかにする観点から、電磁的記録媒体の種類を示さないこととなります。

施行日は、第53条が公布日から、第23条は令和6年4月1日を予定しております。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議案第26号 大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号、大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料5ページをお願いします。

従前の売春防止法の「婦人相談所」の規定が廃止され、令和6年4月より施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に新たに「女性相談支援センター」として規定されることに伴って、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」が改正されたことから、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第2項の規定に基づき、本市の基準条例を改正するものです。

改正内容は、基準条例第33条中の「婦人相談所」の文言を、「女性相談支援センター」に変更するものです。

施行日は、令和6年4月1日からの施行を予定しています。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第27号 大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号、大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料6ページをお願いします。

従前、売春防止法に基づき実施されてきた婦人保護について、女性をめぐる課題にかかる支援ニーズが多様化・複雑化してきたことから、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が制定され、令和6年4月より施行されることから、国の「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」(平成14年厚生労働省令第49号)に代わり「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」(令和5年厚生労働省令第36号)が制定されることから、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第2項の規定に基づき、本市の基準条例を改正するものです。

主な改正内容として、条例の名称及び条文中の「婦人保護施設」が「女性自立支援施設」に改称され、新たに安全計画及び業務継続計画の策定等のほか、施設長の任用要件や施設職員の配置基準、居室の定員、施設職員の秘密保持等が規定されます。

施行日は、令和6年4月1日からの施行を予定しています。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議案第28号から議案第32号まで一括して、ご説明させていただきます。

いずれも国の省令改正に伴い、改正するものです。

議案第28号は平成31年4月に、議案第29号から議案第32号は平成24年4月に指定障害福祉サービスの事業等の事業所の指定権限が、都道府県から中核市に権限移譲された際に、人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるために制定した条例で、国が省令として定めている基準に、大津市独自の基準を3項目加えて条例としているもので、今回、国の省令が4月1日付けで改正されることに伴い、市の条例を同様に改正するものです。

資料の14ページをお願いします。

議案第28号、大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

対象となる事業は、①の児童発達支援から④の保育所等訪問支援の各サービスとなります。

主な改正内容を説明します。

1つ目Aは、障害児及びその保護者の意思を尊重した支援になります。具体的には、児童発達支援管理責任者の業務内容に障害児及びその保護者の意思の尊重が明文化されたことや、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、個別支援計画について相談支援事業所への交付が義務付けられます。

2つ目Bは、児童発達支援センターの一元化になります。児童福祉法改正に伴い、医療型児童発達支援を児童発達支援に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分についても、主として障害児を通わせる児童発達支援センターの人員・設備基準等に合わせる形で一元化されます。

3つ目Cは、保育所等訪問支援における自己評価公表の義務化となります。具体的には、支援の質及びその改善について、当該事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図ることが義務化されます。

4つ目Dは、インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の作成義務化となります。具体的には、個別支援計画の作成において、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めるよう義務化されます。

続きまして、資料の15ページをお願いします。

議案第29号、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

対象となるのは、障害者支援施設のみで、大津市内ではステップ広場ガルのみです。

主な改正内容を説明します。

1つ目Aは、利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援になります。具体的には、サービス管理責任者の業務内容に利用者の自己決定の尊重が明文化されたことや、個別支援会議への利用者本人の参加が追加されます。また、利用者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、個別支援計画について相談支援事業所への交付が義務付けられます。

2つ目Bは、地域移行推進のための取組になります。具体的には、指定障害者支援施設以

外における障害福祉サービスの利用状況や利用に関する意向を確認する、地域移行等意向確認に関する指針を定めるとともに、当該担当者を選任することが義務づけられます。

3つ目Cは、地域連携推進会議の開催の義務化になります。おおむね1年に1回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこと、また当会議の構成員が当該施設を見学する機会を設けなければならないことが義務化されます。

4つ目Dは、高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加するものです。高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護又は自立訓練を行う場合における、人員配置基準への言語聴覚士の追加となります。

続きまして、資料の16ページをお願いします。

議案第30号、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

対象となる施設は、資料15ページと同じで障害者支援施設のみとなります。

主な改正内容も、資料15ページと同じとなります。

続きまして、資料の17ページをお願いします。

議案第31号、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明します。

対象となるのは、①の居宅介護から⑤の共同生活援助の各障害福祉サービスです。

主な改正内容を説明します。

1つ目Aは、利用者の自己決定の尊重を原則とした意思決定支援になります。具体的には、サービス提供責任者やサービス管理責任者の業務内容に利用者の自己決定の尊重が明文化されたことや、居宅介護等訪問系サービス以外について、個別支援会議への利用者本人の参加が追加されます。また、利用者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、個別支援計画について、相談支援事業所への交付が義務付けられます。

2つ目Bは、高次脳機能障害者の支援のため、人員配置基準に言語聴覚士を追加するものです。詳しくは資料15ページで説明したとおりです。

3つ目Cは、就労選択支援の創設になります。今回新たに創設された障害福祉サービスであり、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスになります。本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能になります。また、就労継続支援 A 型・B 型利用開始後も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能になります。

4つ目Dは、共同生活援助における地域連携推進会議の開催の義務化になります。対象となるサービスは共同生活援助(グループホーム)であり、詳しくは資料15ページで説明したとおりです。

続きまして、資料の18ページをお願いします。

議案第32号、大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について、ご説明します。

対象となるのは、①の療養介護から⑥の就労継続支援の各障害福祉サービスです。

主な改正内容は、資料の15ページと同じですが、4つ目Dで説明した「共同生活援助における地域連携推進会議開催の義務化」の項目は共同生活援助が対象となるサービスに該当しないため、主な改正内容に含んでおりません。

施行日は、令和6年4月1日からの施行を予定しています。

ただし、議案第31号及び議案第32号の就労選択支援の施行日は令和7年10月を予定しています。

以上で、議案第28号から議案第32号のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第36号 大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号、大津市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料の19ページをお願いします。

今回の改正につきましては、デジタル臨時行政調査会が策定した「構造改革のためのデジタル原則」を共通の指針として、順次見直しが行われる中で、国の「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定している大津市の条例を改正するものであります。

改正内容は、無料低額宿泊所への入居を申込んでいる方に対して、重要事項を記した文書を交付し説明を行う際に、文書の交付に代えて、その方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法等によって提供することができるとしており、これまで、その記録媒体については磁気ディスク等、特定の媒体としていましたが、国の基準改正を受け、電磁的記録媒体の種類を示さないことに改めるものです。

施行日は、公布日としています。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますようお願いいたします。

## 議案第50号 大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号、大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

資料21ページをお願いします。

改正概要の1点目は、令和4年6月に公布された児童福祉法改正に伴い、障害児通所支援における記載内容を変更するものです。

2点目は、やまびこ総合支援センターの事業見直しに伴い、提供サービスの追加及び廃止を行うものです。

3点目は、東部子ども療育センターにおいて、「相談支援業務」を実施するものです。

改正の理由についてですが、1点目は、児童福祉法改正により、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう令和6年4月1日付けで児童発達支援の福祉型・医療型の類型が一元化されることに伴い、障害児通所支援の文言の整理を行います。事業内容に変更はございません。

2点目のやまびこ総合支援センターの事業の見直しにつきましては、全く利用実績がない「地域相談支援」及び「重度障害者等包括支援」、市内の民間施設における受入の充実により、当センターにおけるニーズがない「自立訓練」は、サービスの提供を終了いたします。また、市内で自宅への引きこもりや障害により安定した通所が困難な方に対する支援の充実を図るため、令和4年度より「訪問型生活介護」サービスを試験的に実施いたしましたところ、継続的なニーズがあることから、正規事業として新たに追加いたします。

3点目の東部子ども療育センターでの相談支援業務の実施につきまして、現在、やまびこ総合支援センターの相談支援事業所で市内中部から東部地域の訪問、計画相談を担っておりますが、より地域に根差した支援を行うため、東部子ども療育センターに相談支援事業所を設置するものです。なお、各療育施設における相談支援事業所においても、やまびこ総合支援センターと同様に基本相談支援、計画相談支援のみを実施します。

施行日は、令和6年4月1日としております。なお、相談支援業務につきましては、議決をいただいた後、障害サービス事業所の指定に必要な手続きを経て事業開始となることから、別途規則で開始時期を定めます。

資料22ページをお願いします。

今回の一部改正により、3療育施設における事業の新旧対照表です。

資料23ページをお願いします。

今回の改正で新たに追加する訪問型生活介護についてご説明いたします。対象となるのは、主に障害支援区分3以上で、様々な理由で自宅に引きこもり状態になっている方です。利用者の居宅を訪問し、日常生活上の支援とあわせて活動機会の提供を行うことで、将来的に通所サービスの利用につなげることを目的とした事業で、やまびこ総合支援センター内「ひまわりはうす」にて実施いたします。

以上で、議案第50号の説明とさせていただきます。

ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。